

第7章

外来医療計画の取組

第7章 外来医療計画の取組

【現状と課題】

これまで外来医療については、診療所における診療科の専門分化が進んでおり、また、救急医療提供体制の構築、グループ診療や医療機器の共同利用等の医療機関の連携の取組が、地域の個々の医療機関による自主的な取組に委ねられてきた状況にあります。そのため、今後は外来医療機関間での機能分化・連携のあり方等について地域で協議を行い、方針を決定していくようにすることが求められています。

また、地域ごとの外来医療機能の偏在等に関する情報を新規開業者等の医療関係者に提供することで、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていく必要があります。

さらには、地域包括ケアシステムの構築に向けて、外来医療が入院医療や在宅医療等と切れ目なく「面」で提供されるよう、医療機関が相互に連携することが重要です。

こうした状況を踏まえ、医療法の規定に基づき外来医療に係る医療提供体制の確保に取り組むため、本県では栃木県保健医療計画の一部として「栃木県外来医療計画」を策定しています。

外来医療計画においては診療所の医師数に基づき地域の医師数の多寡を評価する指標(外来医師偏在指標)を算出し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等を可視化することとしています。

関連計画:「栃木県外来医療計画」(該当箇所 P6)

図表 7-1-1: 外来医師偏在指標(二次保健医療圏別)

二次保健医療圏	外来医師偏在指標	摘要
県北	80.7	
県西	98.3	
宇都宮	109.6	外来医師多数区域 ¹⁹
県東	107.3	
県南	99.5	
両毛	92.6	
全国	112.2	

¹⁹ 外来医師偏在指標の値が全二次医療圏の中で上位 33.3%以内に該当する二次医療圏

【主な施策】

- ・外来医師偏在指標を活用した取組
 - 各地域で不足する外来医療機能について、具体的な目標を定め、達成に向けた取組の進捗評価に努めます。
 - 外来医師多数区域においては、新規開業を希望する者に対して、当該区域で不足する外来医療機能を担うよう求めます。
 - 外来医師多数区域以外の区域において、又は新規開業者以外の者に対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する外来医療機能を担うよう協力を依頼します。
- ・地域における外来医療の機能分化及び連携の取組
 - 外来機能報告を活用し、地域の外来医療の提供状況について把握します。
 - 紹介受診重点医療機関を明確化し、その機能・役割を踏まえて、地域医療構想調整会議において地域の外来医療提供体制の在り方を検討します。
- ・医療機器の効率的な活用への取組
 - 地域において活用可能な医療機器について把握できるよう、医療機器の配置・稼働状況等についてマッピングによる可視化を進めます。
 - 令和5(2023)年4月1日以降に医療機器を新規購入した医療機関に対しては、医療機器の稼働や共同利用の状況について報告を求めます。